

随意契約による政府備蓄米の売渡しについて

令和7年5月26日より、随意契約による政府備蓄米の売渡しを行います。

1. 売渡しに係る買受者の資格

(1) **年間10,000トン以上**の米穀の取扱実績又は取扱見込みを有する**小売業者**※。

(2) 食糧法第47条第2項に規定する**届出事業者**であること。

※ グループ会社に属する他の者が有する取扱実績又は取扱見込みを含む。

(3) 要件審査申請

① 受付期間

令和7年5月26日（月）～ ※原則、対象米穀の売渡しが終了するまでの間

② 申請書類（以下の様式は[こちらをクリック](#)）

ア 売渡し申込書及び誓約書（様式第1号）

イ 年間10,000トン以上の米穀の取扱実績又は取扱見込みを有することが確認できる書類（様式第2号）及び会社の定款

ウ 名称等の公表に関する同意書（様式第3号）

エ 小売業者としての販売計画書（様式第4-1号）

オ 参加要件審査申請チェックシート（別紙）

提出先メールアドレス

shikakushinsatou※maff.go.jp（送信の際は※を@に置き換える。）

2. 対象米穀

(1) 対象米穀 **令和3年産 10万トン、4年産 20万トン**（3等以上）

なお、売渡しに当たっては、**産地・品種・包装（紙袋、フレコン）**は、**指定できません**

(2) 年産別の価格は、下記のとおりとします。

令和4年産 11,010円/60キログラム（税抜き）

令和3年産 10,080円/60キログラム（税抜き）

※上記は1等の価格であり、この価格から2等は300円、3等は1,300円を差し引きます。

代金は、実際に引渡した備蓄米の等級により計算します。

(3) 買受申込み（以下の様式は[こちらをクリック](#)）

（別添様式2）「政府備蓄米の売渡し申込書」に記載する申込数量は、**買受者が8月末までに販売を終了することを見込んだ数量の範囲内**とし、**（別添様式**

1）「対象米穀一覧表」の各整理番号の提示数量を超えてはならないこととします。

(4) 申込方法

申込みの数量の単位は、トンとしてください。

(5) 引渡条件

① **買受者が希望する場所での車上渡し**とします。

② 買受者が希望する場合は、**受託事業体（5ページ参照）**と協議し、在庫倉庫（※）での在姿渡しも可能とします。

- ③ なお、**車上渡しの一度の引渡量は、原則10トン又は12トンの倍数**とします。
- ④ **売渡しを受けた者は精米の販売実績等についてPOSデータ等を用いて農林水産省へ提出する義務がある**ことに留意してください。
- ※ 在庫倉庫は、受託事業体に確認すること。
- ⑤ 令和4年産米、令和3年産米はメッシュチェックによる品質確認を行ってから引渡します。
- ⑥ メッシュチェックには一定の時間を要しますので、受託事業体と調整してください。
- ⑦ **メッシュチェックを行わずに引き渡すことも可能ですので、受託事業体にお申し出ください。**
- ※ メッシュチェックとは、金属の網を通して、品質の変化や異物の混入がないことを確認するものです。

(6) 引取期限

令和7年8月20日

(ただし、同日が引渡場所となっている倉庫業者の休日に当たるときは、その前営業日とする。)。

3. 買受者の報告義務 (以下の様式は[こちらをクリック](#))

①契約数量の販売計画の報告

買受者は、**契約数量に沿った販売計画について、8月までの販売計画書**（様式第4号-2）に取りまとめの上、速やかに農林水産省農産局農産政策部企画課（以下「企画課」という。）に報告するものとします。

②販売実績（POSデータ等）の報告

買受者は、受託事業体から**引き渡された米穀の販売実績**（当該買受者と同一グループ会社の属する者の販売実績を含む。）を、**販売数量等報告書（隔週の速報）**（様式第9号-1）及び**販売数量等報告書（毎月の確報）**（様式第9号-2）により取りまとめの上、**速やかに企画課に報告**するものとします。

また、買受者は、様式第9号-1及び様式第9号-2による報告に加え、受託事業体から引き渡された米穀を含む精米として販売した全ての米穀の販売実績について、**毎週月曜から日曜までの販売実績を取りまとめ、当該週の翌週の水曜日までに様式第9号-3にて企画課に報告**するものとします。（なお、当該週が複数の月にまたがる場合は、月毎に様式第9号-3を分けて報告するものとします。）

ただし、様式第9号-3については、Excel、csv等の汎用性のある電子ファイルを提出することで、代替しても差し支えありません。

4. 販売実績の確認

農産局長は、買受者が販売計画書に沿って販売を行っているかについて、当該買受者の販売数量等報告書により確認を行い、**適切に販売を行っていないと認められる場合には、当該買受者に対し、売渡申込資格の取消し及び指導経過の公表**いたします。

5. 契約の内容に適合しない現品の交換及び補てん

農産局長は、**受託事業体が買受者に引き渡した米穀について、当該米穀を引き渡した後1か月以内に本契約の内容に適合しない米穀が発見され、受託事業体から契約の内容に適合しない現品の交換・補填申請書（様式第10号）により申請があった場合は、当該申請の内容等を審査することとし、当該申請の内容が適当と認められるときは、必要な交換又は補填を承認することとします。**

6. 契約数量

- (1) 申込数量とします。
- (2) 申込数量が**売渡予定数量を上回る場合は、農産局長が調整し、その場合の契約数量については、別途お知らせします。**

7. 結果のお知らせ (以下の様式は[こちらをクリック](#))

- (1) **買受申込みの結果は、各回の結果に記載している期限までに原則として提出のあった「参加要件審査チェックシート（別紙）」に記載してある連絡先等にお知らせします。**
- (2) 申込みの結果が遅れる等により、連絡ができない場合は、別途連絡します。

8. 契約書の締結

- (1) 契約締結に当たっては、**受託事業者体と買受者の間**で「随意契約による政府備蓄米の売渡し要領」**別紙 1 に定める事項を約定した契約書を作成**するものとします。
- (2) **買受者は結果の通知を受けてから 2 週間以内に契約書に記名押印の上、契約を締結**してください。

9. 契約情報の公開

当該買受者に係る**買受者及び当該買受者に係る買受数量（申込数量）**について、農林水産省の**ホームページに掲載することにより公開**します。

10. 同意事項

- (1) 買受者は、
 - ① 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」
 - ② 「随意契約による政府備蓄米の売渡し要領（以下「基本要領」という。）」及び同要領別紙 1 に定める事項**を熟覧の上、参加しなければならない**ものとし、これらの不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) **引渡しは、買受者が上記 2 の（3）の申込書に記載した倉庫等**とします。
- (3) 引渡数量は、申込数量の10%の範囲で増減します。
- (4) 契約単価は、年産別に2の(2)に掲げる額とします。
- (5) 2の（6）の引取期限までに、売買契約数量の全量引取りが行われないなどの契約不履行があった場合は、原則、
 - ① **不履行が判明した時点で次回以降の売渡しの申込みができません。**
 - ② 集荷業者にあっては、基本要領の規定に基づく国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「売渡申込資格」という。）を停止又は取消す場合があります。

11. 売渡し申込書の提出方法

- (1) 提出先 1の(3)に記載されている提出先メールアドレス。
- (2) 受 付 令和7年5月26日（月）より
※申込を受けたものから隨時手続きを進めます。
- (3) 申込書の作成方法（以下の様式は[こちらをクリック](#)）
 - ① 申込書は、別添様式2の申込書により作成してください。
※申込数量の単位はトンとしてください。
 - ② 申込書のファイル名は、「買受者（略称可）：〇月〇日申請分（申請日）」としてください。
- (4) 申込書の提出方法
 - ① 申込書を(1)の提出先に提出してください。
 - ② 提出後、一定期間後に貿易業務課から買受者に申込書を受領した旨を返信します。
(一定の時間が経過しても返信がない場合は、貿易業務課（（代）03-3502-8111（内線5015））に問い合わせてください。（夜間、休日を除く。）)

12. 申請書の掲載ウェブサイト及び期間

(1) 受託事業体の掲載ウェブサイト（※委託を受けている備蓄米の年産）

- ① 伊藤忠食糧株式会社（3、4年産※）米穀本部 米穀戦略部 加工業務課の掲載ウェブサイト

<https://www.itchufsm.co.jp/service/sales.php>



- ② 丸紅食料株式会社（3年産）食品農産部 農産課の掲載ウェブサイト

<https://www.marubeni-foods.co.jp/news/>



- ③ 株式会社神明（4年産）米穀事業本部 農産部 受託事業体チームの掲載ウェブサイト

<https://www.akafuji.co.jp/business/sales.html>



- ④ NX商事株式会社（3、4年産）物流商品・機器部 掲載ウェブサイト

<https://www.nx-shoji.com/service/goods/rice/>



- ⑤ 農林水産省農産局のウェブサイト（随意契約による政府備蓄米の売渡しについて）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/bichiku_zuikei/zuikei.html



- (2) 期間：令和7年5月26日（月）から対象米穀の販売が終了するまでの間

13. 注意事項

＜売渡し申込書の記載＞

- (1) 申込書は、上記2の(3)の(別添様式2)「政府備蓄米の売渡し申込書」(以下「申込書」という。)の書式により作成し申込者の氏名を表記し申請しなければならない。
- (2) 申込書には、数字は算用数字により入力するものとする。
- (3) 代表者欄には、参加要件審査の申請の際に用いた代表者の氏名を記入すること。なお、代理人をして申請させる場合は、買受者の氏名を記入すること。
- (4) 代理人による申込みの場合は、申込書に買受者本人の氏名、名称等の表示とともに代理人であることの表示及び代理人の氏名等を記載するものとする。
- (5) 申込書の申込数量は、上記2の(3)の(別添様式1)「対象米穀一覧表」に記載する各整理番号の提示数量の範囲内で、トンの単位で記載(入力)することとし、端数を付してはならない。
- (6) 提出済みの申込書の引換え、変更又は取消しはできない。

＜申込みの無効又は取消し＞

- (1) 「随意契約による政府備蓄米の売渡し要領」第2の1の要件を満たさない者の申込書及び要件に関する条件に違反した申込みは、無効とする。
- (2) 申込書は、代表者名等が記載されたものとし、申込数量にトン未満の端数を付した申込書は無効とする。
- (3) 申込み後において、品質上の理由等により、対象米穀が正品でない可能性があることを確認したときは、上記2の(1)の対象米穀からの取消し又は当該米穀に対する申込みを取り消すことがある。
- (4) その他この「随意契約による政府備蓄米の売渡しについて」に関する制限に違反する申込みは無効とする。
- (5) 申込書の様式を変更した申込みは無効とする。
- (6) 申込みに参加する要件を満たしていない者がした申込みは無効とする。
- (7) 申込みに際し、虚偽の申告をした者がした申込みは無効とする。
- (8) 委任状を提出していない代理人のした申込みは無効とする。
- (9) 買受者の記名のない申込みは無効とする。
- (10) 申込書が所定の記載方法によらない申込みは無効とする。
- (11) 整理番号別の提示数量を超えて申込みした者の当該整理番号に対する申込みは無効とする。
- (12) 申込みの対象とされる数量に係る記載が不鮮明又は不明確な申請は無効とする。
- (13) 他人の代理を兼ねた又は2人以上の代理をした申込みは無効とする。
- (14) 買受者が2通り以上の意思表示をした際の申込みは無効とする。
- (15) 申込みに制限を設けた場合に、その制限に反して申込みをした者の申込みは無効とする。
- (16) 上記11の(1)以外の電信、電報及びファクシミリによる申込みは無効とする。
- (17) 公正な手段によらない申込みは無効とする。
- (18) 前号までに掲げるもののほか、この「随意契約による政府備蓄米の売渡しについて」に定める条件に違反した申込みは無効とする。

売渡し申込書及び誓約書

農林水産省農産局長 殿

令和7年5月26日に公表された政府備蓄米の売渡しを希望しますので、以下のとおり申し込みます。

政府備蓄米の売渡し申込にあたり、下記のとおり誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることがあっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 米穀の流通に関する法令¹を遵守し、買い受ける米穀を適正に主食の用途として使用すること。
- 2 政府が売渡しを行った政府備蓄米及び政府が買入れする国内産米穀について、適切に管理する倉庫等の施設を確保していること。
- 3 隨意契約による政府備蓄米の売渡し要領（令和7年5月26日付け7農産第992号農林水産省農産局長通知。以下「要領」という。）第3の6に規定する別紙1により受託事業体との間で締結した「政府所有米穀の売買契約における約定事項」を遵守し、当該約定事項の定めを遵守していないと認められる場合は、農産局長の指導を受け、それに従うこと。
- 4 要領第5の1の販売計画を提出し、当該販売計画に沿って販売するとともに、買い受けた当該米穀の販売実績等について要領第5の2により報告すること。

住 所：

商号又は名称：

代表者氏名：

電 話 番 号：

¹ 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）、農産物検査法（昭和26年法律第144号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）、飼料需給安定法（昭和27年法律第356号）及び食料供給困難事態対策法（令和6年法律第61号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

国内産米穀の取扱数量等申告書

1 取扱数量

(単位: 実トン)

種類 期 間	1年間
	<input type="checkbox"/> 直近1年(年 月～ 年 月) <input type="checkbox"/> 直近3カ年平均((年 月～ 年 月) / 3) <input type="checkbox"/> 見込み(年 月～ 年 月)
水稻うるち玄米	
水稻うるち精米	
合計	

(注) 取扱数量は、玄米の仕入数量及び精米の仕入数量の合計について、「直近1年」、「直近3カ年平均」、「令和7年見込み」又は「令和7年度見込み」の期間のいずれか多い数量を記載する。

2 引取希望場所

引取希望倉庫等の名称	引取希望住所

名称等の公表に関する同意書

政府備蓄米の売渡しに係る買受けの申込及び契約を締結した場合、商号又は名称及び代表者名又は氏名並びに数量が公表されることに同意します。

また、売渡しを受けた政府備蓄米の販売数量、販売金額及びその状況が公表されることに同意します。

さらに、売渡申込資格の停止又は取消し等を受けた場合、商号又は名称及び代表者名又は氏名等が公表されることに同意します。

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所 :

商号又は名称 :

代表者氏名 :

電話番号 :

年 月 日

小売業者としての国内産米穀の販売計画書

農林水産省農産局長 殿
(農産局農産政策部企画課)

住 所 :

商号又は名称 :

代表者氏名 :

(単位:実トン)

	令和7年						合計
	6月	7月	8月				
契約数量							0
販売数量							0

(記載要領)

※ 玄米の場合は玄米トン、精米の場合は精米トンとし、玄米、精米の両方ある場合は合算して記入すること。

参加要件審査申請チェックシート

記入日 年 月 日

商号又は名称	
住 所	〒
代表者名又は氏名	
電話番号	
備 考	

担 当 者	
担当者連絡先 (部署・電話番号)	
メールアドレス	

* 社用又は社員用メールアドレス（プロバイダ契約のあるものが望ましい）等、複数の登録をご検討ください。

提出書類の種類等	チェック欄
① 売渡し申込書及び誓約書（様式第1号）	
② 年間10,000トン以上の取扱数量を有することが確認できる書類（様式第2号）	
③ 会社の定款	
④ 名称等の公表に関する同意書（様式第3号）	
⑤ 小売業者としての販売計画（様式第4-1号）	
⑥ 入札参加要件審査申請チェックシート（本用紙）	

(注) 申請書等の提出漏れがないようチェック欄で確認を行い、提出してください。

農林水産省から申請内容の確認を行う際に必要となりますので、担当者等必要事項の記入をお願いします。

--	--	--

(別添様式1)

令和 年 月 日

政府備蓄米の売渡し対象米穀一覧表

下記の対象米穀について、売渡を行います。

記

1 年産別売渡数量 (単位: トン)

整理番号	年産	数量	備考
1	3年産	100,000	3等以上
2	4年産	200,000	3等以上

(注1) 売渡対象米穀の等級が2等であるときは販売価格から60キログラム当たり300円

3等であるときは販売価格から60キログラム当たり1,300円控除した額を契約価格とする

(注2) 売渡しに当たっては、産地・品種・包装(紙袋、フレコン)は、指定できません。

(別添様式2)

令和 年 月 日

住 所 :

商号又は名称又は氏名 :

代 表 者 氏 名 :

政府備蓄米の売渡し申込書（申請日： 月 日分）

下記のとおり買受けを希望するので、提出します。

記

整理番号	年産	申込数量（トン）
1	3年産	
2	4年産	

引渡希望場所 所在地

年 月 日

随意契約による政府備蓄米（契約数量）の販売計画書

農林水産省農産局長 殿
(農産局農産政策部企画課)

住 所 :
商号又は名称 :
代表者氏名 :

(単位:実トン)

	令和7年						合計
	6月	7月	8月				
契約数量							0
販売数量							0

(記載要領)

※ 玄米の場合は玄米トン、精米の場合は精米トンとし、玄米、精米の両方ある場合は合算して記入すること。

随意契約による政府備蓄米の売渡しの販売数量等報告書（隔週の速報） / ~ / 期報告

年 月 日

農林水産省農産局長 殿
(農産局農産政策部企画課)

住 所 :

商号又は名称：

代表者氏名 :

※ 事業者区分欄（自社分以外に限る）は、プルダウンリスト（卸売事業者、中食・外食事業者、小売事業者）の中から選択すること。

(記載要領)

※1 数量はトン単位（小数第3位まで）で記入すること。なお、1. 買受実績の「買受数量」欄は玄米トン、2. 販売実績の「販売数量」欄は實トン（玄米の場合は玄米トン、精米の場合は精米トンとし、玄米、精米の両方ある場合は合算）で記入すること。

金額は「単位価格(販売価格)」で記入すること。なお、2.販売実績の「報告期の販売金額欄」は、該報告期に販売実績(数量)があった場合に、その数量に係る販売金額を記入すること。

※2 並額は行単位（枕抜と価格）で記入すること。なお、2.販売実績の報告欄が足りない場合は、適宜、行又は列を追加して記入すること。

※4 報告期限は、**週ごと**（毎曜～翌週の日曜日まで（例：5/26～6/8））に取りまとめ、報告期の翌水曜日まで（例示の場合、6/11まで）に報告すること。

※4 朝報が胡麻は、「月曜～翌金曜の口頭口述」（例）6/30～6/6）「あさひこの、朝報社の小黒田によく」（例の場合は、6/11まで）に連絡すること。

※5 報告に際しては、原則、電子ファイルを下記のアドレス宛にメールで送付すること。なお、ファイル名は「虚報・頃発元済し報告（商号又は名称）」とすること。

shikakusyahoukoku@maff.go.jp

随意契約による政府備蓄米の売渡しの販売数量等報告書（毎月の確報）

農林水産省農産局長 殿
(農産局農産政策部企画課)

年 月 日

住 所 :
商号又は名称 :
代表者氏名 :

※ 事業者区分欄（自社分以外に限る）は、ブルダウンリスト（卸売事業者、中食・外食事業者、小売事業者）の中から選択すること。

(記載要領)

※1 数量はトン単位（少数第3位まで）で記入すること。なお、1. 買受実績の「買受数量」欄は玄米トン、2. 販売実績の「販売数量」欄は實トン（玄米の場合は玄米トン、精米の場合は精米トンとし、玄米、精米の両方ある場合は合算）で記入すること。

※2 金額は円単位(税抜き価格)で記入すること。なお、2. 販売実績の「報告期の販売金額」欄は、当該報告月に販売実績(数量)があった場合に、その数量に係る販売金額を記入する。

※3 報告欄が足りない場合は、適宜、行又は列を追加して記入すること。

※4 報告期限は、毎月ごとに取りまとめ、報告月の翌月10日までに報告すること。

※5 報告に際しては、原則、電子ファイルを下記のアドレス宛にメールで送付すること。なお、ファイル名は「〇月：随契変更報告（商号又は名称）」とすること。

shikakusyahoukoku@maff.go.jp

様式第9号-3

精米として販売した米穀の販売実績報告書

年 月 日

農林水産省農産局長 殿
(農産局農産政策部企画課)

住 所 :

商号又は名称：

代表者氏名：

対象期間:

(注1) 精米として販売した全商品（SKU単位）について報告すること。（政府備蓄米を使用していない商品を含む。）

(注2) 行は必要に応じて適宜追加すること。

(注3) 月曜～日曜の販売実績について水曜日までに報告すること。(月曜～日曜が2つの月に跨る場合は、月毎に報告様式を分けること。)

(注4) 本様式については、Excel、csv等の汎用性のある電子ファイルを提出することで代替しても差し支えないものとする。

様式第 10 号

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

商号又は名称
代表者氏名

契約の内容に適合しない現品の交換・補填申請書

随意契約による政府備蓄米の売渡し要領（令和 7 年 5 月 26 日付け 7 農産第 992 号農林水産省農産局長通知）第 8 の規定に基づき、別紙とおり、契約の内容に適合しない現品に係る交換・補填について申請します。

別紙

現 品 の 交 換 ・ 補 填 申 請 書

（記載要領）

※契約に適合しない現品の内容が判る資料（写真等）を添付する。

別紙1

受託事業体と買受予定者との間で締結する政府所有米穀の売買契約における約定事項

(契約数量等)

第1条 受託事業体（以下「甲」という。）が買受者（以下「乙」という。）に売り渡す政府所有米穀の種類、年産、用途、数量、単価及び金額は、次のとおりとする。

- 一 種類 水稻うるち玄米
- 二 年産 令和〇年産
- 三 用途 主食用
- 四 数量 〇〇〇〇トン
- 五 単価 〇〇〇〇円/60キログラム
- 六 金額 〇〇〇〇円

2 前項の売渡しに係る引渡期限は、〇年〇月〇日とする。

(引渡現品の管理)

第2条 乙は、甲から引渡しを受けた政府所有米穀については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品衛生に関する都道府県条例を遵守し、汚損、カビ、鼠害等が発生しない環境で保管・管理しなければならない。

(異常時の対応)

第3条 乙は、甲から買い受けた政府所有米穀及び当該政府所有米穀を原料とする製品が食品衛生法の規定に違反し、又はそのおそれがあることが明らかとなつた場合は、直ちに次の対応を行うものとし、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）又は甲がその他必要な指示を行つた場合は、これに従うものとする。

- 一 当該製品所在地の管轄保健所に通報し、その指示に従いつつ、当該製品の使用中止及び出荷停止を行うとともに、甲を通じて速やかに農産局長に報告する。
- 二 当該製品の販売先、販売数量等について、甲を通じて速やかに農産局長に報告する。

(契約の内容に適合しない現品の交換)

第4条 乙は、甲から買い受けた政府所有米穀（加工を行う前のものに限る。）に本契約の内容に適合しないものを発見したときは、直ちにその使用を中止し、速やかに甲に連絡する。

2 甲は、乙から前項の連絡を受けたときは、乙と協議を行い、乙が前項の契約の内容に適合しない政府所有米穀の交換を求めたときは、食料安定供給特別会計物品管理官の承認を得て、その米穀と同等同量の政府所有米穀を乙に引き渡すものとする。

3 前項の引渡しにおいて、政府所有米穀について、乙が買い受けた日から一ヶ月以上経過した場合又は引き渡した政府所有米穀に本契約の内容に適合しないものがあるときであつて、その不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合は、同等同量の政府所有米穀との引渡しの対象としない。

ただし、甲が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたと

きは、この限りでない。

- 4 第2項の場合において、乙は、契約の内容に適合しない政府所有米穀を甲に返還する。また、甲は、引渡し及び返還に当たって、乙が甲による運送を求めたときは、あらかじめ農産局長の承認を得て、運送するものとする。

(催告による契約の解除)

第5条 甲は、乙が本契約に基づく義務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における本契約に基づく義務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(催告によらない契約の解除等)

第6条 甲又は乙は、不可抗力その他自らの責めに帰し得ない事由により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行が困難となった場合は、農産局長の承認を得て、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の催告をすることなく、農産局長の承認を得て、直ちに本契約の全部又は一部の解除をすることができる。
- 一 乙が、本契約に基づく義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。
 - 二 農産局長が、乙の政府所有米穀の買受資格を取り消したとき。
 - 三 本契約に基づく義務の全部の履行が不能であるとき。
 - 四 第1号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 五 本契約に基づく義務の一部の履行が不能である場合又は乙がその義務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本契約をした目的を達することができないとき。
 - 六 本契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - 七 前各号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 本契約に基づく義務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条又は前項の規定により契約の全部又は一部の解除をすることができない。
- 4 甲は、前条、第1項若しくは第2項、第7条、第8又は第10条第2項の規定により契約が解除された場合、当該契約に係る政府所有米穀の買入代金の全部又は一部を乙に返還し、乙は、当該契約に係る政府所有米穀の全部又は一部を甲に返還する。

(属性要件に関する契約解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解除をすることができる。

- 一 団体の役員等（代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第8条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第9条 乙は、第7条各号及び前条各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を甲から買い受ける政府所有米穀の加工等に係る再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人又は受任者が本契約に関して個別に契約する場合の当該契約（以下「再請負契約等」という。）の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第10条 乙は、契約後に甲から買い受ける政府所有米穀の加工等に係る再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、農産局長の承認を得て、本契約を解除することができる。

(違約金)

第 11 条 乙は、第 5 条、第 6 条第 2 項の各号、第 7 条、第 8 条又は前条第 2 項により契約の全部又は一部を解除したときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府所有米穀の数量を乗じて得た金額に 100 分の 10 を乗じて得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

(違約金の納付期限)

第 12 条 乙は、前条の違約金を、甲が指定する期日までに納付しなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 乙が、本契約に基づく義務の履行をしない場合又は本契約に基づく義務の履行が不能である場合であって、これにより甲に損害を及ぼしたときには、甲の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、乙が善良なる管理者の注意を怠らなかつたことを立証した場合は、この限りではない。

2 前項の規定により損害を賠償しなければならない場合において、乙は、次のいずれかに該当するときには、本契約に基づく義務の履行に代わる甲の認定する損害額を賠償しなければならない。

- 一 本契約に基づく義務の履行が不能であるとき。
- 二 乙が本契約に基づく義務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 本契約が解除され、又は本契約に基づく義務の不履行による本契約の解除権が発生したとき。

(責任の免除)

第 14 条 甲は、次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- 一 天災地変その他甲の責めに帰し得ない事由によって当該契約に係る政府所有米穀の引渡しが遅延又は不能となったとき。
- 二 売買契約の全部又は一部の解除をしたとき。
- 三 引き渡した政府所有米穀に本契約の内容に適合しないものがある場合であって、その不適合の発生の原因が甲の責めに帰し得ないとき。

(区分管理)

第 15 条 乙は、本約定に係る米穀を区分して、その受払状況等について管理しなければならない。

(調査、報告)

第 16 条 乙（乙と同一のグループ会社に属する者であって、乙に売り渡された政府所有米穀を取り扱う者を含む。以下この条及び次条において同じ。）は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という。）第 52 条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号。以下「米トレーサビリティ法」という。）第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査

のほか、地方農政局の職員による適正な流通の確保のための立入検査に協力し、農産局長又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力する。

- 2 乙は、甲から求めがあった場合には、本契約により買い受けた政府所有米穀の取引先との売買契約書その他取引関係が明らかになる書類を甲に提出する。
- 3 乙は、本契約により買い受けた政府所有米穀を消費者に販売すること。また、乙は、当該米穀の転売防止に努めること。
- 4 乙は、乙との契約先との間で、本契約により買い受けた政府所有米穀を委託して加工を行う場合にあっては、その委託先と加工契約を締結し、当該米穀を廃棄する場合にあっては、当該廃棄に関して受領する者(以下「廃棄受領者」)と契約を締結し、その契約の内容として、委託先又は廃棄受領者は、食糧法第52条及び米トレーサビリティ法第10条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力することについて約定しなければならない。
- 5 前項の場合において、乙は、委託先又は廃棄受領者が政府所有米穀の加工、再調製又は廃棄(以下「加工等」という。)について他者と契約を締結するときは、委託先又は廃棄受領者に前項と同様の約定をするようにさせなければならない。以降の加工等に関する契約についても、同様とする。

(業務委託の禁止)

第17条 乙は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)第4章のIの第2の5により政府所有米穀の買受資格の停止若しくは取消しを受けている者又はこれに相当する者として農産局長が認めた者に対し、農産局長が必要と認める期間、本契約により買い受けた米穀の貯蔵その他の処分及び当該米穀に係るとう精、再調製その他の業務の委託を行わない。

(協議解決)

第18条 本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈上疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。